

事 件 番 号	令和3年（ワ）第20229号	言 渡 日	令和6年10月30日
事 件 名	意匠権侵害差止等請求事件		
裁 判 所	東京地方裁判所民事第29部		
原 告	八幡化成株式会社	訴訟代理人弁護士	渡辺 久 外1名
被 告	株式会社大創産業	訴訟代理人弁護士	白木 裕一 外2名
意匠に係る物品	収納容器		
関 連 条 文	意匠法3条1項1号ないし3号、3条2項、37条1項及び2項、39条2項及び3項、民法709条		
主 文	- 被告は、別紙被告商品目録記載の商品を製造し、輸入し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない。 - 被告は、別紙被告商品目録記載の商品を廃棄せよ。 - 被告は、原告に対し、944万5358円及びこれに対する令和3年9月4日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。 - 原告のその余の請求を棄却する。 - 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。 - この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。		
判 決 要 旨	争点1 本件意匠と被告意匠の類否 差異点1（正面視及び背面視における収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さとの高さの比率、両側面視における収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率が異なっている点）は、要部ではない部分の差異にすぎない上、その比率の差はわずかなものにすぎない。 差異点2（正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状が異なっている点）については、要部の一部に関する差異ではあるが、正面視、背面視及び側面視において、収納容器本体の上辺を湾曲させることは、公知意匠にも見られた部分であって、原告意匠の効力範囲を適正に確定する上で、この部分のみをもって要部にとらえるのは相当ではない。正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状の違いが需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響は、限定的なものにとどまるというべきである。 差異点1及び2は原告意匠が看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものではないのに対し、要部の大部分において前記の共通点がみられることからすれば、両意匠は、差異点が共通点を凌駕するものではないというべきである。 したがって、原告意匠と被告意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであって美感を共通にするといえるから、被告意匠は原告意匠に類似すると認められる。		

事案の概要

本件は、意匠に係る物品を「収納容器」とする意匠登録第1472070号の意匠権を有する原告が、被告による別紙被告商品目録記載の商品（以下、「被告商品」といい、被告商品に係る意匠を「被告意匠」という。）の販売等は原告意匠権を侵害すると主張して、被告に対し、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、損害金1440万3000円（意匠法39条2項又は3項により算定される損害額1140万3000円及び弁護士費用に係る損害額300万円）及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年9月4日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

東京地裁は、本件意匠と被告意匠は類似するとして、原告の差止め、廃棄請求、及び損害賠償請求を認め、その余の請求については、理由がないとして原告の請求を棄却した。

1 前提事実

(1) 当事者

ア 原告は、プラスチック製品の製造、加工、販売を行う株式会社である。

イ 被告は、日用雑貨、文具、玩具、化粧品及び手芸用品の卸売業並びに小売業等を行う株式会社である。

(2) 原告は、本件意匠権（登録番号 第1472070号）を有している。

原告は、平成24年6月5日、原告意匠に係る意匠登録出願（意願2012-13320。以下「本件出願」といい、本件出願を行った日のことを「本件出願日」という。）をし、同年11月16日付けの拒絶理由通知に対し、同年12月14日に意見書を提出し、平成25年4月25日付けで意匠登録査定を受けた。

(3) 被告商品及び被告意匠（乙1、弁論の全趣旨）

被告商品は、別紙被告商品目録記載2のとおり、その容量（サイズ）に応じて三種類の商品が存在する（以下、容量が2リットルのものを「イ号」、7リットルのものを「ロ号」、19リットルのものを「ハ号」といい、これらに係る意匠を「イ号意匠」ないし「ハ号意匠」という。）。

被告意匠の構成態様は、別紙対比表の「被告商品（イ号意匠）」、「被告商品（ロ号意匠）」、「被告商品（ハ号意匠）」のとおりである。

(4) 公知意匠

本件出願日当時、別紙公知意匠目録記載の公知意匠が存在した。

(5) 被告の行為

被告は、令和3年2月頃から、中国で被告商品を製造し、それを日本国内に輸入した上で、被告の各店舗において販売しており、海外への輸出も行っていた。

(6) 被告商品の売上高及び限界利益

ア 被告商品の日本国内における売上高は5981万3900円であり、この金額から被告商品の製造販売に直接関連して追加的に必要な経費を控除した限界利益の額は●（省略）●である。

イ また、前記アの売上高に海外への輸出に係る売上高を加えた金額は、6358万8100円である。

2 争点

(1) 原告意匠と被告意匠の類否（争点1）

(2) 無効の抗弁の成否（争点2）

ア 乙2意匠に基づく新規性欠如（争点2-1）

イ 乙2意匠等に基づく創作非容易性欠如（争点2-2）

ウ 平成24年6月6日から同月8日までの間、東京ビックサイトで開催された「インテリアライフスタイル」という名称の展示会（以下「本件展示会」という。）への出品及び原告とその取引先とのやり取り等により公然知られた意匠に基づく新規性欠如（争点2-3）

エ 冒認出願又は共同出願違反（争点2-4）

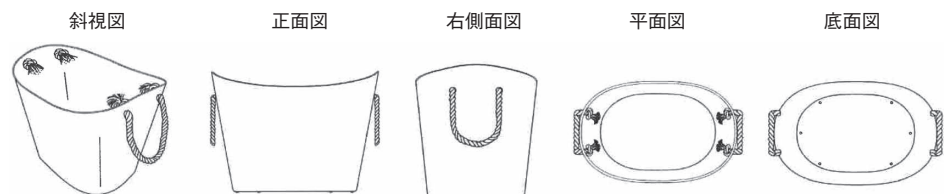
(3) 差止め等の必要性（争点3）

(4) 損害の発生及び額（争点4）

3 本件登録意匠（意匠公報より抜粋）意匠登録第1472070号

意匠に係る物品：収納容器

出願日：平成24年6月5日 登録日：平成25年5月10日



4 被告製品意匠：別紙対比図より抜粋

(イ号意匠) 被告商品					
(ロ号意匠) 被告商品					
(ハ号意匠) 被告商品					

1 争点1（原告意匠と被告意匠の類否）について

（1）原告意匠及び被告意匠の構成態様について

証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告意匠は別紙原告意匠目録記載のとおり、被告意匠は別紙被告意匠目録記載のとおり、基本的構成態様及び具体的構成態様をそれぞれ有していることが認められる（以下、裁判所の認定した同各目録記載の構成態様の種類及び項番に従って「基本的構成態様①」ないし「具体的構成態様⑥」という。）。

まず、被告意匠の具体的構成態様②については、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、イ号意匠ないしハ号意匠の収納容器本体の上辺の長さ等はそれぞれ異なるものと認められるから（別紙対比表「被告商品（イ号意匠）」、「被告商品（ロ号意匠）」、「被告商品（ハ号意匠）」欄参照）、被告主張のとおり各意匠の長さの比率を認定することができる。

次に、具体的構成態様⑥については、証拠及び弁論の全趣旨によれば、側面視における収納容器本体の上辺の形状は被告主張のとおりであると認められるから、そのとおりの構成態様を認定することができる。

他方、具体的構成態様③については、前提事実（3）、証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告意匠及び被告意匠は、いずれも、太めの紐縄及び大きい止め結びを有しているものと認められ、本件全証拠によっても、イ号意匠ないしハ号意匠における収納容器本体の外側に存在する縄紐の具体的な長さは明らかではないことから、基本的に原告主張のとおり構成態様を認定することができる。

また、具体的構成態様④については、証拠及び弁論の全趣旨によれば、正面視及び側面視における収納容器本体の上辺の湾曲の程度は緩やかなものと認められるから、原告主張のとおり構成態様を認定することができる。

（2）対比

ア 共通点

原告意匠と被告意匠は、略楕円形状で小判型の底面とこれより大きい略楕円形状で小判型の上面とからなる中空の逆略楕円錐台形状の上面が開口された形状をなす収納容器本体と、その収納容器本体の長手方向の両端上部に対向して設けられた縄紐からなる一对の把手とから構成されるという基本的構成態様において共通している（基本的構成態様①）。

また、両者は、具体的構成態様のうち、上記一对の把手は、二本の短い縄紐からなっており、収納容器本体の長手方向の両端上部の外周面に対向して穿設された左右一对の小さな透孔に太さのある縄紐の両端部を収納容器本体の外側からそれぞれ挿通し縄紐の各端部に大きな止め結びを形成している点、その止め結びの先の縄紐がほつれて末広がり状となっていて、その止め結びの存在が収納容器本体の上端の開口から見えるようになっている点、収納容器本体の外側に存在する縄紐がU字状に垂下して設けられている点（具体的構成態様③）、収納容器本体底面の長手方向両端の円弧状部には、その円弧の中央部とその両側に等間隔でそれぞれ三個の小さな突起が設けられている点（具体的構成態様⑤）において、共通する。

イ 差異点

原告意匠では、正面視及び背面視において、収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さとの比率が、約10：7.4：7.4となっており、また、側面視において、収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率が約6.7：5.2となっているのに対し、被告意匠では、正面視及び背面視において、収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さとの比率は、イ号意匠では約10：8.1：7.7、ロ号意匠では約10：7.9：7.6、ハ号意匠では約10：8：7.5となっており、側面視において、収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率は、イ号意匠では約6.8：5.1、ロ号意匠では約6.8：5.2、ハ号意匠では約6.8：5.1となっている点に差異点がある（具体的構成態様②。以下、この差異点を「差異点1」という。）。

そして、原告意匠では、収納容器本体の上辺が、正面視及び背面視においては、両端から中央部に向かって緩やかに下方に湾曲した緩やかな円弧を形成しており、また、側面視においては、中央部に向かって立ち上がり、全体が弧状の凸状面として突設した形状であるのに対し、被告意匠では、いずれも水平な直線形状となっている点に差異点がある（具体的構成態様④及び⑥。以下、この差異点を「差異点2」という。）。

ウ 差異点についての評価

（ア）差異点1（正面視及び背面視における収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さとの比率、両側面視における収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率が異なっている点）は、要部ではない部分の差異にすぎない上、その比率の差はわずかなものにすぎない。

また、差異点2（正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状が異なっている点）については、要部の一部に関する差異ではあるが、正面視、背面視及び側面視において、収納容器本体の上辺を湾曲させることは、公知意匠にも見られた部分であって、原告意匠の効力範囲を適正に確定する上で、この部分のみをもって要部ととらえるのは相当ではない。そして、別紙原告意匠公報図面目録記載1ないし3の斜視図、正面図、右側面図によれば、上記部分の湾曲の程度はさほど大きいと評価できない上、需要者である個人消費者が収納容器を見た目の美しさ等の観点から観察するのは、主として、物を収納し又は収納することなく床等に置いた際であると考えられ、その場合、収納容器の斜め上方から見下ろされることが想定されるため、上記部分の湾曲や弧状の凸状面として突設した形状は、際立ちにくくいといえる。

したがって、正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状の違いが需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響は、限定的なものにとどまるというべきである。

なお、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、具体的構成態様③について、イ号意匠ないしハ号意匠では、収納容器本体の外側に存在する紐縄によって構成されているU字の高さが異なることが認められるが、仮にこの点を原告意匠と被告意匠の差異点であると捉えたとしても、その差が大きいとはいえず、このような差異が

美感に与える影響は小さいものと認められる。

(イ) 以上のとおり、差異点1及び2は原告意匠が看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものではないのに対し、要部の大部分において前記アの共通点がみられることからすれば、両意匠は、差異点が共通点を凌駕するものではないというべきである。

(3) 小括

したがって、原告意匠と被告意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであって美感を共通にするといえるから、被告意匠は原告意匠に類似すると認められる。

2 争点2（無効の抗弁の成否）について

(1) 争点2-1（乙2意匠に基づく新規性欠如）について

原告意匠と乙2意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものとはいえず、両意匠が類似するとはいえないから、原告意匠に係る意匠登録に新規性欠如（意匠法3条1項3号、2号）の無効理由があるとは認められない。

(2) 争点2-2（乙2意匠等に基づく創作非容易性欠如）について

収納容器は、その性質上、その形状について多様な選択肢があるとはいえないものの、収納容器の具体的な寸法や把手の形状及びこれらの素材については、その機能面から制約されるところは少なく、当業者は新しい着想に基づく独創性を発揮する余地がある上、意匠の創作は、個々の構成態様だけではなく、それらの結合に基づく全体としての美感を基準として判断すべきものである。

したがって、原告意匠を創作することに、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性があるものと認められないということはできないから、原告意匠に係る意匠登録に創作非容易性欠如（意匠法3条2項）の無効理由があるとは認められない。

(3) 争点2-3（本件展示会への出品及び原告とその取引先とのやり取り等により公然知られた意匠に基づく新規性欠如）について

被告は、①本件展示会への出品及び②原告とその取引先とのやり取り等により原告意匠は公然知られた意匠となっていたと主張する。

しかしながら、上記①について、本件全証拠によっても、原告商品の具体的な搬入時期及び搬入方法並びに搬入後の管理状況は明らかではなく、本件展示会への出品のための搬入が本件出願前に行われていたとしても、それだけで原告意匠の内容が不特定又は多数の者に秘密でないものとして現実に知られたという事実を認めることはできない。

次に、上記②について、証拠及び弁論の全趣旨によれば、インターネット上のショッピングサイトであるアマゾンにおける、原告商品の取扱開始日は平成24年7月2日となっていたこと、原告商品を取り扱っているBRUNOのウェブページにおいて、原告商品の発売時期は「2012AW」（平成24年秋）と記載されていることが認められるものの、これらの事実は、本件出願後に原告商品が販売されていたことを示すものにすぎず、本件出願前に、原告意匠の内容が不特定又は多数の者に秘密でないものとして現実に知られたことを直ちに意味するものではない。

以上に加え、他に原告意匠の内容が本件出願より前に日本国内又は外国において不特定又は多数の者に秘密でないものとして現実に知られたと認めるに足る証拠はないから、原告意匠に係る意匠登録に新規性欠如（意匠法3条1項1号）の無効理由があるとは認められない。

（4）争点2－4（冒認出願又は共同出願違反）について

原告にはデザイン企画室が存在しており、同企画室には、大学等でデザインを専攻した人物が所属していたことが認められるものの、このような事実は、A（原告意匠の作者）以外の原告に所属する人物が原告意匠の創作に関与し得たことを示すものにすぎず、本件全証拠によっても、そのような人物が原告意匠の創作に実際に関与した事実を認めることはできないから、Aの証言等が信用できないということとはできず、他にその信用性を否定するに足る証拠はない。

3 争点3（差止め等の必要性）について

被告商品の内容、被告の行為態様及び本件に現れた諸事情を総合考慮すると、本件においては、被告による被告商品の製造、輸入、使用、譲渡、貸渡し、輸出並びに譲渡及び貸渡しの申出の差止めの必要性が認められ、被告商品の廃棄の必要性も認められる。

4 争点4（損害の発生及び額）について

意匠権者と侵害者の業務態様等の相違（市場の非同一性）、被告の営業努力及び被告商品は原告意匠の一部のみを用いていることは推定の覆滅事由に該当するものといえ、被告商品の購買動機の形成に対する原告意匠の寄与割合は2割と認めるのが相当であるから、上記の限度で推定が覆滅される。

5 結論

原告の請求は、被告に対し、被告商品の販売等の差止め及び廃棄並びに944万5358円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年9月4日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

よって、原告の請求は上記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部 裁判長裁判官 國分 隆文
裁判官 塚田 久美子
裁判官 木村 洋一

判決にまつわる検討

本件は、意匠登録第1472070号「収納容器」の意匠権（本件意匠権）を有する原告が、被告に対し、別紙対比図記載のイないしハの被告商品（イ号意匠ないしハ号意匠）の販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条

2項に基づき製品の廃棄を、並びに民法709条に基づき損害賠償金1440万3000円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたものである。東京地裁は、被告意匠は原告意匠に類似すると判示し、原告の請求を認容し、損害賠償金944万5358円及びこれに対する遅延損害金の支払いを被告に命じたものである。

東京地裁は、原告意匠及び被告意匠が「略楕円形状で小判型の底面とこれより大きい略楕円形状で小判型の上面とからなる中空の逆略楕円錐台形状の上面が開口された形状をなす収納容器本体と、その収納容器本体の長手方向の両端上部に対向して設けられた縄紐からなる一対の把手とから構成される」という基本的構成態様において共通している」とし、両意匠は、その要部の大部分において共通点がみられるとしている。他方、「正面視及び背面視における収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さの比率、両側面視における収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率が異なっている点」（差異点1）は「要部ではない部分の差異にすぎない上、その比率の差はわずかなものにすぎない。」とし、また「正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状が異なっている点」（差異点2）については、「要部の一部に関する差異ではあるが、正面視、背面視及び側面視において、収納容器本体の上辺を湾曲させることは、公知意匠にも見られた部分であって、原告意匠の効力範囲を適正に確定する上で、この部分のみをもって要部にとらえるのは相当ではない。」「正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状の違いが需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響は、限定的なものにとどまるというべきである。」として、被告意匠は原告意匠に類似すると認めたものである。

損害額の算定について「意匠権者と侵害者の業務態様等の相違（市場の非同一性）、被告の営業努力及び被告商品は原告意匠の一部のみを用いていることは推定の覆滅事由に該当するものといえ、被告商品の購買動機の形成に対する原告意匠の寄与割合は2割と認めるのが相当であるから、上記の限度で推定が覆滅される。」とし、「意匠権者と侵害者の業務態様等の相違（市場の非同一性）及び被告の営業努力に係る推定覆滅部分についてのみ、意匠法39条3項の適用があるところ、原告意匠と被告意匠との差異点が美感に与える影響は限定的なものにとどまることなどを総合考慮すると、上記の推定覆滅部分に相当する被告商品の売上高は、日本国内の売上高の7割に相当する部分と認められる。」と算定している。通常全体観察で類否判断を行っている意匠の損害額の算定について、「被告商品は原告意匠の一部のみを用いている」から「推定の覆滅事由に該当する」として算定している点が興味深い。被告商品は本件登録意匠の全体を用いていないから、損害額で調整したのであろうか。

また、被告の申し立てた「無効の抗弁の成否」について、東京地裁は一つ一つ丁寧に判示している。本件の両当事者によって本件登録意匠（登録第1472070号）の（本件被告が原告となる）無効審判（無効2022-880005号事件）が争われ、刊行物公知等の理由によっては無効としないとする旨の審決を支持した知財高裁の審決取消訴訟の判決が出されている（本誌 No.140号 審決取消請求事件判示事項 153 参照）。本件登録意匠は日用雑貨である収納容器に関する意匠であり、同種の意匠に係る製品が国内のみならず、海外でも広く販売されており、意匠権取得の重要性が高い分野であると思料する。その具体的な各部の構成態様にも需要者は注目すると思料する。